

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

指定告示	平成30年1月30日	宮城県告示第89号
一部変更告示	令和6年9月27日	宮城県告示第643号

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-1412
箇所名	笠神一丁目の5
所在地	多賀城市笠神一丁目
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 3JHf 284。本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

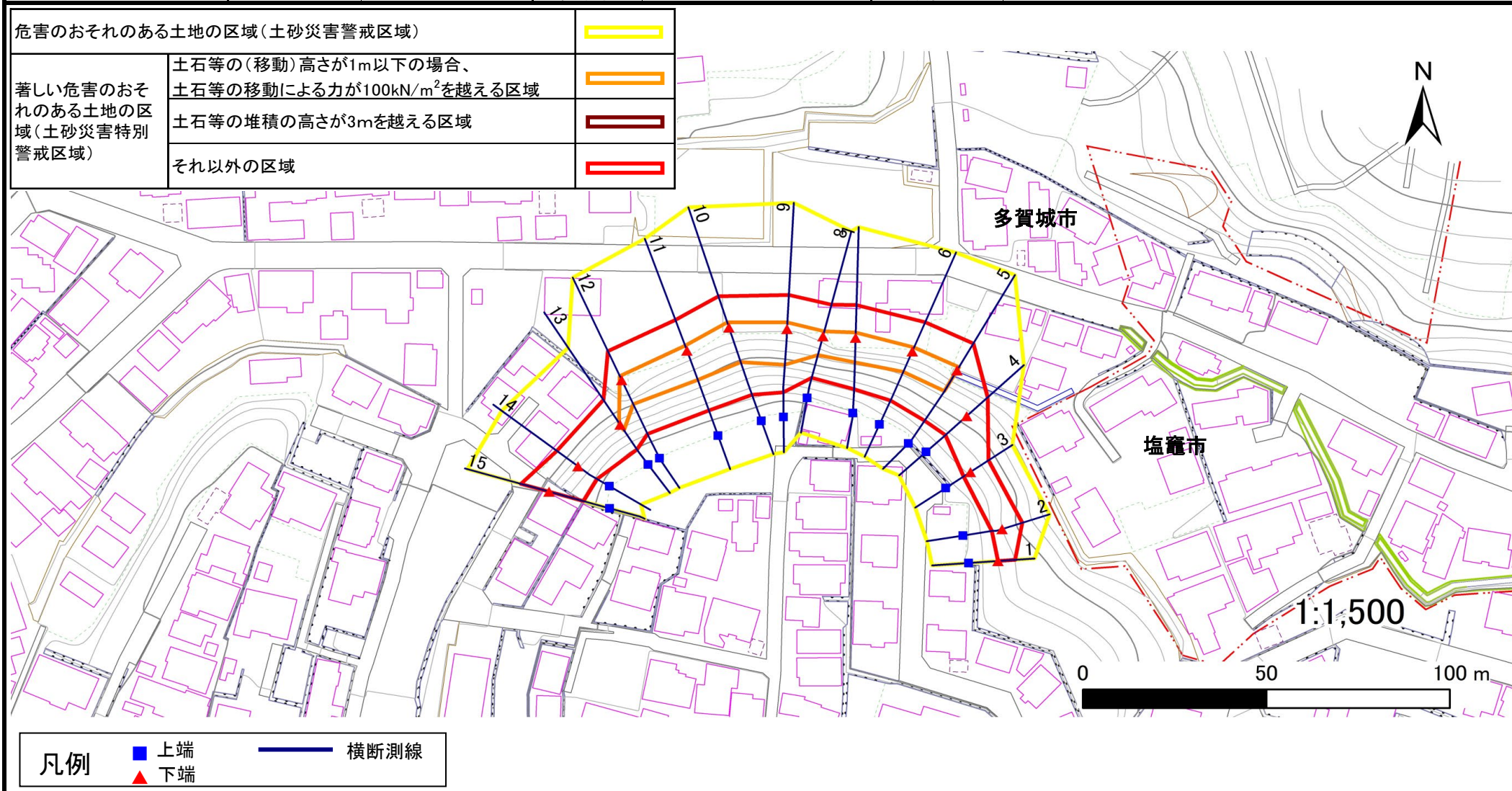
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

指定告示	平成30年1月30日	宮城県告示第89号
一部変更告示	令和6年9月27日	宮城県告示第643号

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	令和3年度
------	-------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1412	箇所名	笠神一丁目の5	所在地	多賀城市笠神一丁目
---------	------	----------	-----	---------	-----	-----------



# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

指定告示	平成30年1月30日	宮城県告示第89号
一部変更告示	令和6年9月27日	宮城県告示第643号

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1412		箇所名	笠神一丁目の5		所在地	多賀城市笠神一丁目									
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域				それ以外の区域					土石等の堆積の高さが3mを超える区域				それ以外の区域			
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )		土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )		土石等の高さ (m)			力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )		土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )		土石等の高さ (m)	
	1	2	1	2	1	2	1	2		1	2	1	2	1	2	1	2
1 ~ 2	-	-	72.9	1.0	-	-	8.1	1.6	~								
2 ~ 3	-	-	74.5	1.0	-	-	9.2	1.8	~								
3 ~ 4	-	-	99.6	1.0	-	-	10.8	2.2	~								
4 ~ 5	-	-	100.0	1.0	-	-	11.0	2.2	~								
5 ~ 6	117.6	1.0	100.0	1.0	-	-	11.2	2.3	~								
6 ~ 7	122.5	1.0	100.0	1.0	-	-	11.7	2.3	~								
7 ~ 8	122.5	1.0	100.0	1.0	-	-	12.4	2.5	~								
8 ~ 9	128.6	1.0	100.0	1.0	-	-	12.4	2.5	~								
9 ~ 10	128.6	1.0	100.0	1.0	-	-	11.5	2.3	~								
10 ~ 11	122.7	1.0	100.0	1.0	-	-	11.1	2.2	~								
11 ~ 12	121.6	1.0	100.0	1.0	-	-	11.1	2.2	~								
12 ~ 13	118.9	1.0	100.0	1.0	-	-	12.2	2.4	~								
13 ~ 14	-	-	100.0	1.0	-	-	13.7	2.8	~								
14 ~ 15	-	-	100.0	1.0	-	-	13.7	2.8	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								